

令和 5 年度第 1 回奈良市ガバナンス懇話会会議の概要			
開催日時	令和 5 年 4 月 1 9 日 (水) 午前 9 時から午前 1 0 時まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟 5 階キャンベラの間 (一部オンライン参加)		
出席者	出席委員 3 人 (欠席委員 0 人) 奈良市 3 人 事務局 4 人	担当課	総務部 法務ガバナンス課
開催形態	非公開	(非公開の理由)	奈良市情報公開条例第 7 条第 5 号
		非公開の具体的な理由等 市の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。	
議 題	1 新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件の和解案について		
決定又は 取り纏め 事項	・ 和解案どおりに和解することについて全員賛成		
議事の概要			
(この審議会は、奈良市情報公開条例第 2 9 条第 2 号の規定により非公開とする。)			
1. 新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件の和解案について			
① 新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件について、これまでの経緯及び和解案を市から説明。			
② その後、和解案の内容について各委員から意見が出された。			
[主な質問・意見]			
・ リスクがあるのに当時の市長が土地買収を承認した理由は			
⇒ 長年候補地の選定が実現をしなかったなかで唯一地権者の方が理解を示していただいた場所であった点、奈良市の斎場を利用する際、施設を利用する市民の負担軽減の点、合併特例債の問題がある。今回、和解案では市民の負担軽減の点や、合併特例債の交付税措置の点も理解されたのではないかと。			
・ 土地取得は議会の議決という正当な手続きを経て決定され、決定について議会にも責任があると思うが、何故議会が債権放棄を否決しているのか、議会はどのような対応だったのか。			
⇒ 議会での債権放棄否決の理由として、まずは裁判所の判決と議会の債権放棄の権限との関係で、判決を重視すべきという考えが一番大きかったのではないかと。また、市長だけの債権放棄であるという点が問題という意見もあった。			

なお、新斎苑による市民の市外施設利用の減の金額や合併特例債の交付税措置に与える影響額の実際の数字が当時は不明確だったこともあったかと思う。

- ・ 鑑定価格の2倍を超えると最高裁判所では違法と言われている。少し危険だという事情があるならば、土地取得をやめた時・強行したとき双方のリスクを踏まえたうえで購入の必要性を検討した内部の議事録か、学識経験者の意見書のようなものがあればよかったのではないか。
- ・ 最高裁の伝統的な考え方として、鑑定価格の2倍までなら適法な場合、それを超える部分が違法となるという説もある。したがって和解案で示されている6000万円という金額はある意味では論理的である。
- ・ 鑑定額を大幅に超えた価格での購入について、法的に何らかの根拠があるのかどうか分かりにくい。議会での議決があるから民主的に判断しているというのを根拠にするのは、法的には根拠が薄弱である。
- ・ 鑑定額を大幅に超えた用地取得を決めた当時は、政治的な意思決定の妥当性と法的な問題との食い違いがあったのではないか。法的に根拠があるという証拠について、今なら提出できたとしても当時はそれが出来なかったのが問題だったのではないか。
- ・ 和解案で示されている6000万円について、裁判所には何らかの合理的な法的根拠があるのが前提だと思う。したがって裁判所が考える法的根拠とそれにもとづく6000万円という金額はしっかりと評価していくべきである。
- ・ 和解案が今出てきた理由としては、損益相殺という、民法上の損益、つまり奈良市に損害もあったがプラスも1億円ほどあることを述べているのではないか。
- ・ 前の一審の判決がある以上は、それを覆すわけにはいかない。しかし、いろいろ事後的にプラス面があることが明らかになったことを考慮してこういう見解になったのではないか。
- ・ 斎場が早く開くことによって収益力が増えて、その収益は1億円にのぼるので、その収益で損害金の全部がもう解消されているという考え方もあるが、それでも6000万円という金額になるのはなぜか。  
⇒ 今回の和解案の考え方としては、前訴で市長の故意又は過失というのは認められているので、やはり一定の責任はあるという判断ではないか。
- ・ 議会の議決行為が違法かどうかについても最高裁の判例がある。議会の合理的な裁量を逸脱している時はやはりこれも違法だという理論はありうる。
- ・ 長年先送りしてきたことを決断した市長だけに責任を負わせていいのか。3000万円でも厳しいという感覚をもっている。

③ 和解案について全ての委員が賛成の意思を示し、次のような意見があった。

[主な意見]

- ・ 馴れ合いと言われたいよう、市長の財産の評価は調査しておかなければならない。今回の和解においても過失があったと言われてはならない。

- ・ 合併特例債の交付税措置により、自主財源が少なく済んでいるということが明らかであること、斎場の利用料収入も相当に得られている。
- ・ 和解案の 3000 万円について、仲川市長の支払能力の懸念は存在する。
- ・ 当事者の頭数からみて一人 2000 万円ずつという考え方もあるが、売主と買主で二つに分けて 3000 万円というのも一つの考え方だと思う。最終的に意思決定をするのは市長である
- ・ 金額は裁判所が提案しているので、承諾できるのではと思う。
- ・ 司法の判断のもとにやっているので、法的にも見ても受け入れやすい。